

金融機関における個人情報保護に関する Q & A（新旧対照表）

改正後	現行
（問 V-3）個人データ等の漏えい等が発生した場合において、漏えい等報告を行う場合の報告先はどこか。 （答） 1. 個人情報保護法に基づく報告（金融分野ガイドライン第 11 条第 1 項前段） 〔略〕 2. 各業法に基づく報告（金融分野ガイドライン第 11 条第 1 項後段） 各業法に基づき漏えい等報告を行う場合の報告先は、各業法における権限の範囲に応じ、金融庁長官、財務局長、財務支局長又は地方公共団体の長となります。 各業法について、金融庁と他省庁の共管となっている場合には、当該他省庁に対しても報告書を提出する必要があります（問 V-13 参照）。 3. 金融分野ガイドライン第 11 条第 2 項に基づく報告（努力義務） 金融分野ガイドライン第 11 条第 2 項に基づき漏えい等報告を行う場合の報告先は、上記 2. と同様に、金融庁長官、財務局長、財務支局長又は地方公共団体の長となります。 事業者には適用される各業法が金融庁と他省庁の共管となっている場合には、上記 2. と同様に、当該他省庁に対しても報告書を提出することが望ましいと考えられます（問 V-13 参照）。	（問 V-3）個人データ等の漏えい等が発生した場合において、漏えい等報告を行う場合の報告先はどこか。 （答） 1. 個人情報保護法に基づく報告（金融分野ガイドライン第 11 条第 1 項前段） 〔略〕 2. 各業法に基づく報告（金融分野ガイドライン第 11 条第 1 項後段） 各業法に基づき漏えい等報告を行う場合の報告先は、各業法における権限の範囲に応じ、金融庁長官、財務局長、財務支局長又は地方公共団体の長となります。 各業法について、金融庁と他省庁の共管となっている場合には、当該他省庁に対しても報告書を提出する必要があります（問 V-12 参照）。 3. 金融分野ガイドライン第 11 条第 2 項に基づく報告（努力義務） 金融分野ガイドライン第 11 条第 2 項に基づき漏えい等報告を行う場合の報告先は、上記 2. と同様に、金融庁長官、財務局長、財務支局長又は地方公共団体の長となります。 事業者には適用される各業法が金融庁と他省庁の共管となっている場合には、上記 2. と同様に、当該他省庁に対しても報告書を提出することが望ましいと考えられます（問 V-12 参照）。
（問 V-5）個人情報等の漏えい等は、各業法上の「不祥事件」に該当するのか。 （答） 個人情報等の漏えい等が「不祥事件」に該当するか否かは、漏えい等の生じた経緯、漏えい等した情報の内容等から、各業法の規定	（問 V-5）個人情報等の漏えい等は、各業法上の「不祥事件」に該当するのか。 （答） 個人情報等の漏えい等が「不祥事件」に該当するか否かは、漏えい等の生じた経緯、漏えい等した情報の内容等から、各業法の規定

改正後	現行
に照らして個別に判断する必要があります。 なお、例えば、銀行法の体系では、「不祥事件」とは、<u>銀行法施行規則第 35 条第 9 項に規定されている行為を行ったことをいい、これらに当てはまらない場合には、基本的に「不祥事件」には該当しません。</u>	に照らして個別に判断する必要があります。 なお、例えば、銀行法の体系では、「不祥事件」とは、<u>銀行法施行規則第 35 条第 8 項に規定されている行為を行ったことをいい、これらに当てはまらない場合には、基本的に「不祥事件」には該当しません。</u>
（問 V-6）個人データの漏えい等について、個人情報保護法第 26 条第 1 項の定める漏えい等報告の報告対象事態に該当するとともに、各業法の定める漏えい等報告の報告対象事態にも該当する場合には、どのように報告を行えばよいか。	（問 V-6）個人データの漏えい等について、個人情報保護法第 26 条第 1 項の定める漏えい等報告の報告対象事態に該当するとともに、各業法の定める漏えい等報告の報告対象事態にも該当する場合には、どのように報告を行えばよいか。
（答） 双方の報告対象事態に該当する場合には、双方の法に基づく報告を行う必要があります。 ただし、一つの報告書を提出することで、双方の法に基づく報告を一括して行うことも可能です。双方の法に基づく報告を一括して行うための報告様式として、本 Q & A 付属の（別紙様式 1）を示します。<u>また、他の様式を用いた報告として、問 V-8 を参照してください。</u>	（答） 双方の報告対象事態に該当する場合には、双方の法に基づく報告を行う必要があります。 ただし、一つの報告書を提出することで、双方の法に基づく報告を一括して行うことも可能です。双方の法に基づく報告を一括して行うための報告様式として、本 Q & A 付属の（別紙様式 1）を示します。<u>また、ランサムウェア事案（「サイバー攻撃による被害が発生した場合の報告手続等に関する申合せ」（令和 7 年 5 月 28 日関係省庁申合せ）（以下「関係省庁申合せ」という。）2.（1）に規定するランサムウェア事案をいう。）に係る報告を行う場合には、（関係省庁申合せ別添様式 2）を用いることができます。</u>
（問 V-7）本 Q & A 付属の様式を用いて漏えい等報告を行う場合、<u>本 Q & A 付属の様式の根拠規定を記載する欄をどのように書けばよいか。</u>	（問 V-7）本 Q & A 付属の様式又は（関係省庁申合せ 別添様式 2）を用いて漏えい等報告を行う場合、<u>本 Q & A 付属の様式の根拠規定を記載する欄や（関係省庁申合せ 別添様式 2）の「5.（4）本様式の届出先・報告の根拠規定等」の欄をどのように書けばよいか。</u>

改正後	現行
(答) [略] (問 V-8) 「サイバー攻撃による被害が発生した場合の報告手続等に関する申合せ」(令和 7 年 5 月 28 日関係省庁申合せ) (以下「関係省庁申合せ」という。)別添様式 2 又は別添様式 3 を用いて個人情報保護法に基づく報告、各業法に基づく報告又は一括して双方の法に基づく報告を行う場合、どのような点に留意すべきか。 (答) (1) 個人情報保護法に基づく報告を行う場合においては、ランサムウェア事案の場合に関係省庁申合せ別添様式 2 を使用することができ、その他サイバー攻撃等事案の場合に関係省庁申合せ別添様式 3 を使用することができます。 (注) 関係省庁申合せ別添様式 3 については、金融分野における個人情報取扱事業者は、コンピュータシステムの障害に伴う漏えい等報告の場合にも使用することができます。 (2) 報告根拠欄の記載方法については、問 V-7 を参照してください。 (3) 個人情報保護法に基づく報告が必要な事案に該当しない場合に使用するときは、別紙 1 「(1) 報告の種別」の記載は省略することができます。 (4) 関係省庁申合せ別添様式 3 を使用する場合に発生原因が不正アクセス以外のときは、別紙 1 「(5) 発生原因」欄には、「不正アクセス」のチェックボックスにはチェックを入れず、詳細欄に発生原因を記載することができます。 (5) 官民連携基盤(関係省庁申合せ 2. に規定する官民連携基盤をいう。)を使用できる金融機関においては、官民連携基盤を使用して報告を行うことができます。それ以外の金融機関において	(答) [略] [新設]

改正後	現行
は、各報告先に提出することになります（問Ⅴ-3参照）。 （問Ⅴ-9）[略]	（問Ⅴ-8）[略]
（答） [略] （問Ⅴ-10）各業法に基づく監督当局への報告について、<u>指定の様式はあるか。また、どのような事項を報告書に記載すれば良いのか。</u>	（答） （問Ⅴ-9）各業法に基づく監督当局への報告について、<u>どのような事項を報告書に記載すれば良いのか。</u>
（答） 法令等において特段報告の様式を定めてはおりませんが、一例として、本Q&A付属の（別紙様式1）の様式を示します。<u>（別紙様式1）は、個人情報保護法施行規則別記様式第一の様式を基とし、各業法に基づく報告である旨を示すことができるよう、当該様式に根拠規定等を記載する頁を追加したものです。</u>（別紙様式1）と同内容の情報を全て報告しなければならないというわけではありませんが、各業法における個人顧客情報の漏えい等報告に係る規定の趣旨にのっとり、必要十分な内容を監督当局に報告する必要があります。 [削除] また、漏えい等事案のうち、軽微なものについては、（別紙様式	（答） 法令等において特段報告の様式を定めてはおりませんが、一例として、本Q&A付属の（別紙様式1）の様式を示します。<u>（別紙様式1）と同内容の情報を全て報告しなければならないというわけではありませんが、各業法における個人顧客情報の漏えい等報告に係る規定の趣旨にのっとり、必要十分な内容を監督当局に報告する必要があります。</u> なお、ランサムウェア事案に係る報告を行う場合には（関係省庁申合せ 別添様式2）を用いることができます（問Ⅴ-6参照）。また、個人情報保護法第26条第1項に基づく報告が必要な事案に該当しない場合において、（関係省庁申合せ 別添様式2）を用いるときは、（関係省庁申合せ 別添様式2）別紙1「（1）報告の種別」の記載は省略することができます。 また、漏えい等事案のうち、軽微なものについては、（別紙様式

改正後	現行
2) を一例として示します <u>(問 V-9 参照)</u> 。	2) を一例として示します <u>(問 V-8 参照)</u> 。
<u>(問 V-11) ~ (問 V-15) [略]</u>	<u>(問 V-10) ~ (問 V-14) [略]</u>